

2020年4月23日号

## 国内外における新型コロナウイルスの影響まとめ（速報・その8）

## はじめに

当初5月6日までとされていた緊急事態宣言につき、大型連休以降も延長する可能性につき政府内で議論が開始されたほか、自治体の休業要請に応じない事業者に対しより強い措置を講ずる場合のルール作りが始まるなど、新型コロナウイルスの事業への影響は長期化・深刻化しています。多くの海外地域においては引き続き厳格な外出制限や営業禁止等のロックダウン措置が継続している一方、一部地域においては行動制限の軽減・解除に向けた議論が始まるなど出口戦略の模索も始まりつつあります。

本ニュースレターでは当事務所の海外オフィスと連携して速報ベースで各国の方針や影響拡大状況の概要につきお知らせ致します。なお、本ニュースレターは感染拡大が続く間、不定期に配信していきたくと思いますが、同感染症の拡大状況については日々状況が変化している中、本ニュースレターの内容がその後変更・更新されている可能性については十分ご留意の上参照ください。本ニュースレターの内容は、特段記載のない限り、日本時間 2020年4月22日夜時点 で判明している情報に基づいています。

本号で取り上げる対象国：[日本](#)、[中国](#)、[米国](#)、[欧州全般](#)、[ドイツ](#)、[英国](#)、[シンガポール](#)、[インドネシア](#)、[ベトナム](#)、[インド](#)、[タイ](#)、[フィリピン](#)、[マレーシア](#)、[ミャンマー](#)

## 国内（塩崎彰久弁護士：akihisa\_shiozaki@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：186人<sup>1</sup>、感染者数（累計）：11,119人（4月21日現在）

4月16日、政府は緊急事態宣言の対象地域を当初の7都府県から全国に拡大するとともに、新たに6つの道府県を加えた合計13都道府県について「特定警戒都道府県」と位置付け、重点的に感染防止の取り組みを進めていくことを表明した。

新型コロナウイルスの関連倒産（非上場企業）が少なくとも61件確認されているほか、業績予想を下方修正した上場企業が217社（4月15日時点）にのぼるなど、経済活動の縮小が加速している<sup>2</sup>。さらに、日銀の発表<sup>3</sup>によれば、企業の資金需要の強さを示す判断指数（DI）が、リーマン危機時を超えて過去最高となるなど、中小企業を中心に資金繰りが急速に逼迫しつつあり、採用縮小や人員削減などの検討も広がっている。

一方で、全国銀行協会は17日、新型コロナウイルスの感染拡大で資金繰りに苦しむ企業に対し、手形や小切手の不渡処分を当面猶予する特別措置を始めたとして正式発表する<sup>4</sup>など、経済的に困窮する企業への追加的な救済策も官民間問わず随時発表されており、企業担当者においては自社に適用のある多くの特例措置や各種規制・ルールの変更を日々どのように把握していくかも重要な課題となりつつある。

<sup>1</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokunaihassei](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei)

<sup>2</sup> <http://www.tdb.co.jp/toson/covid19/>

<sup>3</sup> <https://www.boj.or.jp/statistics/tk/index.htm/>

<sup>4</sup> <https://www.zenginkyo.or.jp/topic/covid19/dishonored-draft/>

## 主な政府発表

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更<sup>5</sup>（4月16日・内閣官房）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る対応について（補足その2）<sup>6</sup>（4月17日・国土交通省）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた有価証券報告書等の提出期限の延長について<sup>7</sup>（4月17日・金融庁）
- ・首相会見<sup>8</sup>（4月17日・首相官邸）
- ・東京都知事会見<sup>9</sup>（4月17日・東京都庁）

## 新型コロナウイルスを理由とする人員削減（整理解雇・内定取消し・派遣社員の雇い止め）

### 1. 整理解雇

新型コロナウイルスによる収益悪化を理由として、従業員の整理解雇を当然に行うことができるわけではない。民法上は期間の定めのない雇用契約はいつでも解約できることとされているものの（民法627条1項）、雇用者側からの解雇は労働契約法16条により制限されている。特に、労働者側の事由を直接の理由としない整理解雇については、判例上、①人員削減の必要性、②解雇回避努力、③人選の合理性、④手続の妥当性という4要素を充足しなければ認められない（最判昭和58年10月27日）とされている。

特に、新型コロナウイルスとの関係では解雇回避努力義務（②）を尽くしたかが重視されることが想定される。具体的には、整理解雇の判断の前に、在宅勤務その他の方法による事業継続の選択肢の模索、休業せざるを得ないとしても雇用調整助成金の支給等による雇用維持の努力、十分な退職パッケージを示しての希望退職の募集や退職勧奨の検討、従業員との間で賃金の減額交渉を行ったか等、雇用維持のための十分な企業努力を尽くしたことを示す必要があることに留意されたい。

### 2. 内定取消

最高裁は、採用内定通知によって、始期付解約権留付労働契約が成立するとの立場をとっている（最判昭和54年7月20日）。したがって、内定段階であっても労働契約が成立している以上、その取消しには労働契約法16条が適用され、内定取消の客観的合理性・社会的相当性がなければその内定取消は無効である。特に、新卒者に対する内定取消については、厚労省が、青少年の雇用の促進等に関する法律第7条に基づく指針において、内定取消の防止のため、「最大限の経営努力を行う等、あらゆる手段を講じること」、内定取消を行うときは、「対象者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、対象者からの補償等の要求には、誠意を持って対応すること」という努力を求めている<sup>10</sup>。内定取消を行う場合には正規雇用者の解雇と同様の制約があることに留意すべきである<sup>11</sup>。

### 3. 派遣労働者の雇い止め

派遣労働者には、無期雇用派遣労働者と、有期雇用派遣労働者の2種類がある。このうち、派遣元との関係では、無期雇用派遣労働者は一般の労働者と同様に、解雇に関する法理が適用されるため、上記の整理解雇と同様の考え方が妥当する。

<sup>5</sup> [https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen\\_gaiyou0416.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_gaiyou0416.pdf)

<sup>6</sup> <https://www.mlit.go.jp/common/001341221.pdf>

<sup>7</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200414.html>

<sup>8</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/statement/2020/0417kaiken.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0417kaiken.html)

<sup>9</sup> <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/04/index.html>

<sup>10</sup> 採用内定取消の防止について

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000608829.pdf>

「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000498459.pdf>

<sup>11</sup> なお、厚労省から以下の声明が出されている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11602000/000614053.pdf>

有期雇用派遣労働者については、派遣先企業としては派遣契約の契約期間の満了時に更新するかどうかを検討することになり、その結果として不更新を行うこととなることもあり得る。この不更新の通知期間については、派遣会社との契約条項に沿った対応が求められる<sup>12</sup>。これに対して、契約期間の満了前にやむを得ず派遣先企業の都合で派遣契約を中途解除する場合、解除の可否や予告期間は派遣会社との契約条件に従うことになるが、加えて、派遣先企業はグループ企業における就業の機会のあっせん努力や派遣元企業において必要となる休業手当ての費用負担等、一定の措置をとる必要がある（労働者派遣法第 29 条の 2）。なお、厚労省は今回の緊急事態宣言下の業務停止要請・指示等を受けた場合であっても、対象企業が派遣契約を中途解約する際に、派遣労働者の雇用安定を図るための上記措置を当然に免れるものではないとの見解を明らかにし、安易な派遣契約解除を控えるよう要請している<sup>13</sup>。

### 渡航情報

#### 1. 日本から外国への主な渡航制限<sup>14</sup>（4月21日現在）

全世界にレベル 2 の感染症危険情報（不要不急の渡航は止めてください。）が出されている。中国、韓国、アジア、欧州及び米国等のほぼ全域にレベル 3 の感染症危険情報（渡航は止めてください。）が出されている。

#### 2. 外国から日本への主な渡航制限<sup>15</sup>（4月21日現在）

欧州、中東及びアジアの各国、米国等に滞在歴のある外国人の入国を原則拒否している。

## 中国（川合正倫弁護士：masanori\_kawai@noandt.com）

### 全体概況 死亡者：4,632 人、感染者数（累計）：82,758 人（4月21日現在）

武漢市当局により 4月17日に死亡者数が 2,579 人から 3,869 人に上方修正されたが、新規感染者の多くは引き続き輸入症例である。新規感染の収束傾向を受け多くの企業が事業活動の全面再開へ向けた動きを加速している。他方で、外国人の入国は原則として禁止される等引き続き入国者に対して厳格な管理が実施されている。

### 渡航情報

・中国外務省は 3月28日から、原則として全外国人の入国を一時停止する措置を適用し、有効なビザや居留許可を持っていても入国できない。例外的に入国が許可される場合は、外交、公務、礼遇、乗務員ビザで入境する場合並びに外国人が訪中して必要な経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合及び緊急の人道主義の必要に基づく場合で中国の在外公館に申請して査証を取得した者に限定されている。

・3月29日以降、中国の国内航空会社は、1社につき各国 1 路線を週 1 往復まで、外国の航空会社は、中国との航空路線 1 路線を週 1 往復までに制限されており、中国を離発着する航空機移動は大幅に減少している。

### その他

・上海では多くの企業が本格的に事業再開をし、在宅勤務からオフィスへの出勤を原則とする企業も増えてきている。また、上海の学校は、4月27日以降、学年別に段階的に再開される。

・北京では出張者がホテルに宿泊する際に PCR 検査で陰性であったことを示す健康証明書の提示が求められるなど比較的厳格な管理が継続している。

<sup>12</sup> 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準第 2 条

<sup>13</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000620316.pdf>

<sup>14</sup> <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

<sup>15</sup> <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

## 米国（大久保涼弁護士：ryo\_okubo@noandt.com）

**全体概況** 死者：41,758人、感染者数（累計）：776,093人（4月21日現在）

この1週間での米国の感染者数、死者数はそれぞれ、1.9倍、1.3倍であり、引き続きスローダウンの傾向が見られる。ニューヨーク州では、死者数含め各指標が減少に転じている。そこで、社会経済活動再開に向けた検討が本格化しており、ニューヨーク州では、その一環として、PCR検査能力の倍増プランを策定し、また1日2,000人規模の抗体検査を開始した。今後は、再び感染率の増大を招かないよう、近隣州との連携や、経済・学校・交通・病院を一体とした戦略を通じて、徐々にビジネスを再開する方針である。そのような中、中西部のミシガン州、南部バージニア州等では自宅待機令の緩和を求めるデモが起き、トランプ大統領が賛同する内容のツイートをするという事態が生じている。また、トランプ大統領は、米国の失業者の雇用を守るため、グリーンカード（永住権）の発行を60日間停止する大統領令に署名する旨を発表した。

### 主な政府発表

（企業法務）

- ・各種連邦税上の特例や経済援助策を含む、コロナウイルス支援・救済及び経済保障法（通称 CARES 法）が成立（3月27日）
- ・デラウェア州最高裁が、4月15日まで公開の法廷を閉じる（手続は原則電話会議等でのみ行う。）旨を通達（3月22日）、その後5月14日までに期間を延長（4月14日）
- ・ニューヨーク州の裁判所が、民事法廷の運営を必須の案件に限定する旨を通達（3月15日）、必須の案件の運営のための「バーチャル裁判所」モデルを実施（4月6日）、必須の案件以外についても4月13日から「バーチャル裁判所」モデルで一定の手続を進める旨を発表（4月8日）
- ・司法省（DOJ）及びFTCが、合併にかかる独禁法審査を一時的な e-filing system に移行すること及び審査期間短縮制度は一時凍結することを発表（3月13日）、その後、審査期間短縮制度を3月30日から再開することを発表（3月27日）
- ・デラウェア州が、株主総会の開催方法を物理開催からバーチャル開催に変更するに際して再度の招集通知を、SECへの開示とプレスリリースを条件に、不要とする行政命令を発出（4月6日）
- ・ニューヨーク州が、一時的にバーチャル株主総会の開催を可能とする行政命令を発出（3月20日）
- ・IRSが、連邦税の確定申告・支払期限を3か月延長（3月13日）
- ・SEC及びNYSEが、上場会社に適用のある、関連当事者への第三者割当て又は20%超の第三者割当ての場合に株主総会決議を必要とする規制を6月30日まで一時的に停止（4月6日）
- ・SEC及びNYSEが、上場会社の最低150億ドルの時価総額制限を6月30日まで一時的に停止（3月20日）
- ・SECが、バーチャル株主総会を容認する指針を発表（3月13日）
- ・SECが、investment advisor 及び registered fund に対して、4月30日までに提出義務のある年次報告について提出期限の45日間の延長を認める命令を発出（3月13日）、その後対象期間を6月30日までに提出義務がある場合に改訂（3月25日）
- ・SECが、上場会社に対して、4月30日までに提出義務のある有価証券報告書等（Form10-K, 10-Q等）について提出期限の45日間の延長を認める命令を発出（3月4日）、その後、対象期間を7月1日までに提出義務がある場合に改訂（3月25日）

（一般）

- ・政府が、全ての州について大規模災害認定（4月11日）
- ・ニューヨーク州知事は、3月22日午後8時以降の、必須サービスを除く全ての事業者の在宅勤務義務・自宅待機要請を定める行政命令を発出（3月20日）、その後期限を4月15日まで延長（3月29日）、その後期限を4月29日まで延長（4月6日）、その後期限を5月15日まで延長（4月16日）
- ・トランプ大統領が、国防生産法を発動（3月18日）、ゼネラルモーターズ（GM）に同法に基づく人工呼吸器製造を命令（3月27日）

**渡航情報**

・CDC（米国疾病予防管理センター）は、以下の国への海外渡航について4月21日時点で以下の注意レベルを発表している。

レベル3（入国制限対象）：欧州26か国（シェンゲン協定加盟国）、英国、アイルランド、中国、イラン

レベル3（不必要な渡航を避けること）：全世界

レベル2（高齢者及び基礎疾患保有者は不必要な渡航を避けること）：全世界

**その他**

・M&A契約のための表明保証保険における免責条項：COVID-19の状況が悪化してから一定期間が経過したため、法務問題も、過去に締結した契約に関してCOVID-19に起因する事象がどのように扱われるか（例えば不可抗力規定の適用があるか）から、新たに締結する契約に関してCOVID-19に起因する事象をどのように扱うかに移りつつある。この点、米国のM&A契約においては、売主が行う表明保証に関して表明保証保険を付保する事例も増えているが、表明保証保険を提供する保険会社が、COVID-19に起因又は関連する表明保証の違反から生じた損害を免責の対象とするトレンドが生じているようである。もっとも、免責対象となる損害の範囲等の詳細について未だ実務は固まっておらず、具体的な文言については案件毎の交渉となっている。COVID-19に起因又は関連する損害と言っても、行政からの急な業務停止命令に基づく在庫の損失などの直接的な損害から、従業員のCOVID-19感染により事業所を一時的に閉鎖したことから契約が履行できなくなり、相手方から契約を解除されて損害を受けたという場合まで、色々なケースが考え得る。表明保証保険の契約交渉においては、当該会社の事業遂行上、COVID-19に起因又は関連してどのようなリスクがあるかをよく検討の上、保険会社と交渉する必要があるだろう。

**欧州（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel\_kuhlmann@noandt.com/**

**大沼真弁護士：makoto\_ohnuma@noandt.com)**

**全体概況**

2月下旬以降、北イタリアでの感染拡大から始まり欧州全域で感染者が急増したが、イタリアは感染者数が初めて減少に転じるなど、感染拡大のピークは近いとの指摘がある。ここまでとられてきた対応策は各国異なるが、イタリア、フランス、ドイツ、英国といった主要国を含む多数国では、食料品店や薬局等を除く施設の閉鎖や集会の禁止等、厳しい措置が採用されている。EUレベルにおいても、3月17日、EU加盟国により、非EU市民によるEU域内への30日間の原則渡航禁止等の措置が決定され、さらに、欧州委員会は、4月9日、かかる渡航制限措置の5月15日までの延長提案を行った。

日本の外務省は、3月23日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。加えて、レベル3の国は日本への入国制限の対象地域とされた。また、3月31日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル3（渡航中止勧告）に引き上げられた。

ドイツ及び英国については、以下の国別情報も参照されたい。

**主な政府発表**

- ・欧州委員会による外資規制に関する加盟国向けのガイダンスの公表（3月25日）
- ・欧州議会による経済支援措置の可決（3月26日）
- ・欧州委員会による渡航制限措置の延長提案（4月8日）
- ・ユーロ圏財務相会合（ユーログループ）による経済支援パッケージの合意（4月9日）
- ・欧州委員会による感染拡大防止策の緩和に向けたロードマップの公表（4月15日）

**渡航情報**

・非EU市民による'EU+area'域内への30日間の原則渡航禁止等の措置が、3月16日、欧州委員会により提案され、3月17日、EU加盟国及びシェンゲン加盟国首脳により決定された。英国市民、EFTA加盟国市民、永住者、医療従事者、通勤者等は渡航禁止措置の例外対象となる。各加盟国により実施される。欧州委員会は、3月30日、

かかる渡航制限措置に関するガイダンスを公表した。また、欧州委員会は、4月8日、渡航制限措置の5月15日までの延長提案を行った。

・日本の外務省は、3月23日に欧州各国における感染症危険情報を更新し、イタリア、スペイン、ドイツ、フランスを含む複数国をレベル3（渡航中止勧告）に引き上げた。また、3月31日には、英国を含む欧州のほぼ全域がレベル3（渡航中止勧告）に引き上げられた。レベル3の国は日本への入国制限の対象地域とされている。

### その他

・欧州委員会は、3月25日、外資規制に関する加盟国向けのガイダンスを公表した。公共の秩序・安全の維持のために極めて重要な医療インフラ分野等におけるEUの企業や資産を保護するために、外国からの投資に関するスクリーニングその他必要な措置をとることを加盟国に求めるとともに、重要な企業を外国からの投資から保護するための手段として黄金株の活用等を推奨している。欧州におけるこのような分野における投資を検討している日本企業にとっては、外資規制の対応について留意が必要である。

・欧州議会は、3月26日、ほぼ全会一致で、EUレベルでの経済支援措置について可決した。①370億ユーロの中規模事業者、ヘルスケアシステム、労働市場等への支援、②8億ユーロの公共医療危機対応のファンド、③航空会社の運航義務を一時的に免除する措置等を内容とする。

・EUのユーロ圏財務相会合（ユーログループ）では、4月9日、総額5,400億ユーロの経済支援パッケージについて合意された。

・欧州委員会は、4月15日、感染拡大防止策の緩和に向けたロードマップを公表した。

**ドイツ（アクセル・クールマン外国法事務弁護士：axel\_kuhlmann@noandt.com/**

**大沼真弁護士：makoto\_ohnuma@noandt.com)**

**全体概況** 死亡者：5,086人、感染者数（累計）：148,453人（4月22日現在）

ドイツは連邦制を採用しているため、感染対策措置は基本的に各州の権限の下において行われている。もっとも、3月16日には、ドイツ政府は、感染拡大を抑制するための施策として、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインを公表し、各州の権限は維持しつつも、ドイツ全土で統一的な措置が採用されることとなった。食料品、薬局等を除き、バー、劇場、見本市、スポーツ施設等、人の集まる施設が閉鎖されることになり、また、ドイツ国内のホテルの宿泊も必要な場合に限られ、観光目的には利用できないものとされた。さらに、3月25日には、新型コロナウイルスの対策法がドイツ連邦議会で可決された。また、4月15日、ロックダウンを5月3日まで延長することが決定された。

日本の外務省は、3月23日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

### 主な政府発表

- ・新型コロナウイルスの対策法の成立（3月25日）
- ・ドイツ政府による7,500億ユーロ（約90兆円）の支援パッケージの承認（3月23日）
- ・メルケル首相による感染拡大防止策の発表（3月22日）
- ・ドイツ連邦政府によるガイドラインの発表（3月16日）

### 渡航情報

- ・EUの渡航禁止措置が、ドイツでは3月17日をもって発効する旨発表された。
- ・出入国の暫定的制限として、隣国との国境において出入国制限の措置がとられている。但し、物流及び国境を越える通勤者の出入国については、例外として認められている。
- ・日本の外務省は、3月23日にドイツにおける感染症危険情報を更新し、ドイツをレベル2（不要不急の渡航自粛）からレベル3（渡航中止勧告）に引き上げ、日本への入国制限の対象地域とした。

## ロックダウンの延長・緩和

・4月15日、連邦政府及び各州政府は、ロックダウンの措置を5月3日まで延長することを決定した。また、大規模イベントは8月31日まで引き続き禁止される。

・また、ロックダウンに関して、一定の緩和措置をとることが決定された。例えば、一定の衛生管理・人の密集対策等が講じられることを条件として、学校・大学、800平米以下の店舗、自動車ディーラー、書店、理髪店等について、再開が認められることとなった。

・ただし、連邦制の下、緩和措置は各州によって実施されるものとされており、各州で異なる措置をとることが認められている。例えば、人口が多く新型コロナウイルスによって深刻な影響を受けたバイエルン州では、800平米以下の店舗の再開を4月27日、学校の再開を5月11日まで認めないこと等が公表されている。

## 新型コロナウイルスの対策法

・3月25日、ドイツ連邦議会（Bundestag）は全会一致で新型コロナウイルスの対策法（*Gesetz zum Schutz der Bevölkerung bei einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite*; ESG）を可決した。同法は、①長期の消費者契約について支払猶予（モラトリアム）を認めるとともに、②賃貸借や③消費者ローンについて新たなルールを導入するものである。

・まず、①のモラトリアムでは、消費者及び小規模事業者に対して、2020年3月8日までに締結された長期間の消費者契約に関して、2020年6月30日までの間、以下の条件を満たす場合に、契約上の義務履行を拒否する権利が認められた。さらに、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

- 当該契約は必要不可欠なもの、すなわち、消費者の場合は基本的な生活、小規模事業者の場合は事業の存続に必要な物・サービスに関する契約であること。
- 消費者の場合、新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、当該契約の義務履行をすることによって、自ら又はその家族の合理的な生活を危険にさらすことになること。
- 小規模事業者の場合、当該契約の義務履行をすることによって、その事業運営を危険にさらすことになること。
- 契約上の義務履行を拒絶することが不合理でないこと（契約の相手方の事業運営や生活を危険にさらすようなものでないこと）。

・次に、②賃貸借については、賃料の支払が困難となるケースが予想されることから、賃借人が2020年4月1日から6月30日までの間に支払わなかった場合には、新型コロナウイルスの影響によるものと推定され、賃貸人の解除権が制限されることとなった。また、ドイツ連邦政府は、かかる期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

・また、③消費者ローンについては、以下の条件を満たす場合に、返済の繰り延べが認められることとなった。ドイツ連邦政府には、同様の措置を小・中規模事業者にも拡大する権限が与えられており、また、以下の繰り延べの期間を2020年9月30日まで延長する権限が与えられている。

- 2020年3月15日までに締結された消費者ローン契約であること。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の結果として、消費者が2020年4月1日から6月30日までの間に返済期限が到来するローンを支払うことが不合理となること。例えば、そのような支払の結果として、自身や家族の合理的な生活が危険にさらされること。
- 個別の事情を考慮した上で、契約上の義務履行を拒絶することが貸付人にとって不合理でないこと。

## 倒産法の特則

・上記の新型コロナウイルスの対策法では、倒産法に関する特則も含まれている。

・2020年9月30日までの間、一時的に、会社の代表者が倒産法に基づく倒産申し立てを行う義務が停止されるものとされた。倒産状態がCOVID-19の影響によって生じたものでない場合又は回復の見込みがない場合には適用されないが、2019年12月31日の時点で倒産状態になかった場合には、適用可能と推定される。また、会社の代表者は、柔軟な会社経営を可能とするため、通常の事業の過程で行った支払に関して倒産法に基づく個人責任を負わないものとされた。

・加えて、緊急の資金調達を促進するために、2020年9月30日までの間になされた借入の返済や担保設定は債

権者を害するものとはみなされないものとされた。また、他社に対して資金の貸付や担保供与を行うことは、倒産手続を不当に遅らせる行為とはみなされないものとされた。

### ロックダウンの法的根拠

- ・ドイツにおけるロックダウン等の感染対策措置は、感染防止法 (*Infektionsschutzgesetz*; IFSG) に基づき行われている。同法では、感染症の拡大防止のために必要な措置をとる権限を各州に与えており、ロックダウン等の措置の法的根拠となっている。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大初期においては、同法に基づき各州で異なる対策措置がとられていたが、連邦政府・各州の間で合意された対策措置に関するガイドラインに基づき、統一的な措置が各州でとられることとなった。
- ・これに加えて、上記の新型コロナウイルスの対策法に基づき、連邦保険省に補充的な措置をとる権限が与えられることとなった。例えば、ドイツへの入国者に健康状態のチェックを行う権限、交通機関・運送会社に対してかかるチェック等を義務付ける権限、医薬品の供給を確保するために必要な措置（販売・価格設定・流通の制限等）をとる権限、医療機関の機能を維持するために必要な措置をとる権限等が与えられた。

### 経済支援措置

- ・ドイツ政府は 7,500 億ユーロ（約 90 兆円）の支援パッケージを承認した。
- ・主として①国営金融機関である KfW からの融資、それに対する政府保証の増強、②経済安定基金（6,000 億ユーロ）による、直接投資、融資又は保証を通じた資金供与（大・中規模企業向け）、③500 億ユーロ規模の小規模事業者向けの直接的経済支援の 3 つから構成される。
- ・同時に、ドイツ政府は補正予算を 4,848 億ユーロに増額し、また、税収の大幅な減少（約 335 億ユーロ）が予想されることから 1,500 億ユーロの国債発行をすると報じられた。

英国（ジョン・レイン外国法事務弁護士：[john\\_lane@noandt.com](mailto:john_lane@noandt.com)／

大沼真弁護士：[makoto\\_ohnuma@noandt.com](mailto:makoto_ohnuma@noandt.com))

**全体概況** 死亡者：17,337 人、感染者数（累計）：129,044 人（4 月 22 日現在）

英国では、イタリア、スペイン、フランス、ドイツといった他の欧州主要国と比べると対策措置の程度は低かったが、感染の拡大を受けて、他の欧州諸国にならい、外出禁止等の社会的不接触のルールの導入とともに、不要不急のビジネスの閉鎖等を命じた。また、3 月 25 日には、新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が成立し、施行された。

日本の外務省は、3 月 31 日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル 2（不要不急の渡航自粛）からレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げた。

### 主な政府発表

- ・新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が成立・施行（3 月 25 日）
- ・ジョンソン首相による外出制限措置の公表（3 月 23 日）
- ・イングランド銀行による政策金利の切り下げ等の発表（3 月 19 日）
- ・3,500 億ポンドの財政援助措置の発表（3 月 17 日）

### 渡航情報

- ・EU 加盟国は、3 月 17 日に、非 EU 市民による EU 域内への 30 日間の原則渡航禁止措置を決定したが、英国市民は適用除外となるとされている。
- ・日本の外務省は、3 月 31 日に英国における感染症危険情報を更新し、英国をレベル 2（不要不急の渡航自粛）からレベル 3（渡航中止勧告）に引き上げた。



## 新型コロナウイルス対策法／ロックダウンの法的根拠

- ・新型コロナウイルスの対策法である Coronavirus Act 2020 が 3 月 25 日に成立し、同日施行された。
- ・同法は、英国政府に、新型コロナウイルスの対策措置の権限を与えるものであり、また、ロックダウンの法的な根拠となっている。
- ・以下の権限等が政府に与えられている。：集会の禁止・制限、公共交通機関の管理・停止、事業・飲食店の閉鎖、感染が疑われる者の隔離措置、学生や退職者のヘルスケアサービスへの登録、港・空港の閉鎖、学校・育児施設の閉鎖、地方・国政選挙の 2021 年 5 月までの延期、賃貸借における貸主の借主に対する退去権の停止、スーパーマーケットのサプライチェーン上の問題に関する政府への報告義務、ビデオリンクにより一定の手続を実施することを裁判所に対して許可
- ・原則として 2 年間の時限立法である。2022 年 3 月に自動的に失効すると定められており、政府の判断により 6 か月延長又は短縮することができる。また、この間、6 か月毎に国会の審査を受けるものとされている。

## 倒産法の改正案

- ・新型コロナウイルスの感染拡大局面における事業継続をサポートするために、倒産法の改正が検討されている。
- ・‘wrongful trading’に関するルール適用の一時的な停止：‘wrongful trading’とは、会社の取締役が(a)会社の倒産を避ける合理的な見込みがないと認識していた・認識すべきであった場合に、(b)債権者の損失を最小化するための措置をとらずに、事業を継続していた場合に認定され得る概念で、これが認められた場合、会社の取締役は債権者に対して個人責任を負う可能性がある。このルールに関して、現在の前例のない状況下において柔軟な会社運営を可能とするために、その適用を一時的に停止することが検討されている。
- ・その他：原材料やエネルギー等の事業継続に必須の調達を続けることができるよう、会社の取締役が経済的困窮している状況においてサプライヤーや従業員に対する支払を行い、その個人責任を回避することを可能とする一種のモラトリアムの導入も検討されている。
- ・現在国会は新型コロナウイルスの影響により中断しているが、英国政府は、国会における審議が可能となった後速やかに国会に上記の改正案を提出する予定と報じられている。

## 経済支援措置

- ・英国政府は戦後最大となる総額 3,500 億ポンドの財政援助措置を公表した。
- ・年間 4,500 万ポンド以下の売上のある企業は、500 万ポンドまでの無利子融資を 12 か月間受けることができ、政府がその 80%を保証する。
- ・月 2,500 ポンドを上限に、従業員の給与の 80%を政府が支払う。
- ・付加価値税 (VAT) の支払が 2020 年 6 月まで停止される。
- ・中央銀行であるイングランド銀行は、政策金利を最低水準の 0.1%に切り下げた。また、大規模な量的緩和措置を公表し、2,000 億ポンドの英国債の買い上げを行うとした。

## その他 (MAC 条項の解釈)

- ・M&A 等の取引契約では、取引実行の前提となった事情に関して重大な変更を生じさせる事象が発生した場合に、当事者の契約上の義務を免責することを目的とする material adverse change (MAC) 条項が置かれることが少なくない。もっとも、米国等と比べて、イングランド法上は、MAC 条項の解釈について争われた事例は極めて少なく、M&A 取引の関係で MAC 条項のみが争われた事例は見当たらない。
- ・MAC 条項に関する直近の裁判例 (*Grupo Hotelero Urvasco SA v Carey Value Added SL* (2013)) は、ファイナンス取引に関するもので、MAC 条項の解釈に関して、以下のような一般的な指針を示している。
  - 当事者間の合意内容に効力を与えるというのがイングランド法上の契約解釈の基本原則であるため、契約上の文言に従って解釈するのが原則である。契約文言が不明確な場合には、事業上の慣行も解釈上考慮され得る。
  - MAC 条項の適用には、当事者の契約上の義務を履行する能力に重大な影響を与える事情の変更が必要。
  - 契約の締結時に、MAC を生じさせる事象を認識していた場合には、MAC 条項の適用を主張できない。
  - MAC を構成する事情の変更は、一時的なものであってはならない。
- ・上記の指針に従うと M&A 取引等において MAC 条項の適用を主張するハードルは高いと考えられるが、最終的

にはその契約で MAC 条項がどのようにドラフトされたか（当事者がどのように意図していたか）によって判断されることとなる。

### その他 (force majeure / frustration)

・新型コロナウイルスによる影響を受けて、企業間の契約で定められる force majeure（不可抗力）条項の解釈が問題となるケースが増えている。force majeure 自体はコモン・ローの概念ではないため、不可抗力条項を契約上定めた場合のみ適用され、その適用の可否・効果は、具体的にその条項がどのようにドラフトされているか次第となる。

・他方で、force majeure に似たコモン・ロー上の概念として、frustration（契約目的の達成不能）がある。frustration は、契約締結時と状況が根本的に異なるものとなったために、いずれの当事者の帰責性にもよらず、契約上の義務が履行不能となった場合に生じるものとされる<sup>16</sup>。frustration は、契約の履行が当初の想定よりも難しくなった又は不可能となった場合でも契約は履行されなければならない、という一般原則の例外として機能する<sup>17</sup>。一般的な force majeure と異なり、frustration が生じた場合には、契約は直ちに終了し、当事者は契約の履行義務を負わないこととなる。frustration の有無の判断にあたっては、①契約締結後に発生した事象であること、②当事者が当該事象を予想していなかったこと、③当該事象につきいずれの当事者にも帰責性がないこと、④当該事象が契約の履行を不可能又は違法とするものであること等、様々要素が総合的に考慮されることとなる。

## シンガポール（坂下大弁護士 : yutaka\_sakashita@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：11人、感染者数（累計）：9,125人（4月21日現在）

シンガポールでは4月7日から circuit breaker と呼ばれる感染拡大防止措置がとられており、原則的な外出禁止、オフィスの閉鎖等が実施されている。この数日は、大規模な感染拡大が生じている複数の外国人労働者の宿泊施設等において（隔離措置とともに）積極的な感染検査がなされていることもあり、1日あたり1,000人超の感染者が確認されており（4月21日の感染者1,111人中、外国人労働者の宿泊施設居住者は1,050人）、またそれ以外の市中感染についても、1日あたりの感染者数は20~30人程度で推移しているものの、感染経路が特定できないケースが一定数存在する状況である。かかる状況下、4月21日、リー・シェンロン首相が会見を行い、当初5月4日までとされていた circuit breaker 措置を6月1日まで延長することが発表された。

### 主な政府発表

- ・保健省（MOH）による、Disease Outbreak Response System Condition（DORSCON）と呼ばれる感染指標に基づくリスクレベルのオレンジへの引き上げ（2月7日）
- ・政府タスクフォースによる、国内における感染拡大防止措置の更なる厳格化の発表（3月24日）
- ・外出禁止措置（Stay Home Notice：SHN）不遵守に対する罰則等を定めた感染症法の下位規則の施行（3月25日）
- ・circuit breaker 措置の開始（4月7日）
- ・COVID-19 暫定措置法（COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020）の成立（4月7日）
- ・circuit breaker 措置を6月1日まで延長することを発表（4月21日）

### 渡航情報

#### 1. シンガポール国民、永住者、長期滞在パス（雇用パス等）保有者

- （1）渡航先を問わず、シンガポールに帰国する者は全員、政府指定の施設での14日間のSHNの対象とする。
- （2）上記に加え、長期滞在パス保有者は、シンガポールへの渡航前に、所轄官庁の事前の許可を得る必要がある。雇用パス保有者及びその家族等の場合、雇用者の責任において、事前に人材省（MOM）の許可を得ることとされている。現在、このMOMの許可が得られるケースは極めて限定的であり、現在シンガポール国外にいる雇用パス保

<sup>16</sup> *Contractors Ltd v Fareham UDC* [1956] AC 696.

<sup>17</sup> *Taylor v Caldwell* (1863) 3 B&S 826.

有者の多くは、当面シンガポールに再入国することが見込めない状況にある。

(3) さらに、入国前に健康状態申告書 (health declaration) を提出する必要がある。

## 2. 旅行者、出張者等の短期滞在者

全ての入国及び乗継ぎを禁止。

### circuit breaker と関連法令

- ・ 4月7日から6月1日までの間実施される circuit breaker 措置の内容は、大要以下のとおりである。
  - (i) 生活必需品の調達、生活必需サービスへの従事、(1人又は同居者との) 屋外での運動、その他一定の例外を除いて、自宅に滞在すること。
  - (ii) 同居者以外の者との物理的会合は禁止。
  - (iii) 例外的に外出が認められる場合でも、他人と1メートル以上の距離を設ける。また、マスクを着用する。
  - (iv) 住居や生活必需サービス拠点を除き、あらゆる施設(商業、娯楽、スポーツ施設等)の閉鎖。
  - (v) 一定の生活必需サービス(政府機関や生活必需品小売店、サービス提供者等)以外の事業は、事業場を全て閉鎖し、自宅でのリモートワークのみ可。(例外的に事業場を開ける必要のある場合には、当局の個別許可が必要。オンラインで申請可能である。)
- ・ 4月7日、COVID-19 暫定措置法が成立した。同法は、一定の契約の不履行に関する一時的な救済措置、各種倒産手続開始要件の一時的緩和、法令上の会議開催や裁判手続における臨時措置、不動産税減免に関する取扱い(減免分を借主に還元)、MOH 大臣の権限で感染拡大防止措置に関する強制力ある規則を制定できる旨等を定める。
- ・ 同日付けで、MOH 大臣により COVID-19 (Temporary Measures) (Control Order) Regulations 2020 が制定され、その後も随時アップデートされている。COVID-19 暫定措置法の下位規則として、上記 circuit breaker 措置の遵守を求めるものである。同規則の違反は罰則の対象となる(法定刑は、1回目の違反の場合、10,000 シンガポールドル(約76万円)以下の罰金若しくは6か月以下の懲役又はこれらの併科。2回目以降の違反の場合、20,000 シンガポールドル以下の罰金若しくは12か月以下の懲役又はこれらの併科。)

### その他

- ・ 当局のウェブサイトにおいて、各感染者の属性や既確認感染者とのリンク等の情報が比較的詳細に公開されている。また、登録者には、政府より1日数回 SNS を通じ、その日の新規感染者数、感染拡大防止措置の呼びかけ、その他最新情報が配信される。
- ・ Trace Together という接触者管理のためのスマートフォンアプリが政府により開発、公開されている。アプリをダウンロードした端末間の Bluetooth 通信によりアプリ利用者の接触を記録し、アプリ利用者が感染した場合には、政府が当該記録を辿って過去の接触者に所要の連絡をとることが想定されている。
- ・ 3月25日より、感染症法 (Infectious Diseases Act) の下位規則である Infectious Diseases (COVID-19 – Stay Orders) Regulations 2020 が施行されている。SHN の不遵守に罰則 (10,000 シンガポールドル(約76万円)以下の罰金若しくは6か月以下の懲役又はこれらの併科) が設けられている。
- ・ 会計企業規制庁 (ACRA) より、(i) 4月16日から7月31日までに年次株主総会を開催すべき会社に60日間の期限猶予、(ii) 5月1日から8月31日までに年次報告書を提出すべき会社に60日間の期限猶予がそれぞれ認められている。
- ・ MOM は、上記 circuit breaker 措置に違反した外国人の雇用パスを取り消し、今後シンガポールでの就労を永久に禁止する旨の処分を行った旨を発表した (4月12日)。
- ・ 上記 circuit breaker 措置の違反について、6,200件以上の警告が実際に発せられ、また500件以上の罰金が実際に科されている (4月14日)。
- ・ COVID-19 暫定措置法において、2020年3月24日以前に締結又は自動更新された (i) 中小企業向けの一定の担保付ローンに係る契約、(ii) 工場、機械設備、商用車に係る割賦販売契約又は条件付売買契約、(iii) イベント契約、(iv) 観光関連契約、(v) 建設契約、建設資材供給契約等、(vi) 非居住用不動産に係るリース契約等の不履行に一定の救済措置が定められている。2020年2月1日以降に履行期が到来する対象契約上の義務の履行ができず、その不履行が COVID-19 を重要な理由とするものである場合において、不履行当事者が相手方当事者等に所定の通知を行ったときは、相手方当事者は、一定期間、裁判や仲裁による権利行使、担保権の実行、倒産関連手

続の申立て、対象契約の目的資産の占有回復等が禁止される。

- ・ Jobs Support Scheme とよばれる施策により、シンガポール国民又は永住者たる一定の労働者等の 9 か月分の給与（月給 4,600 シンガポールドルまでの部分。）の 25%から 75%（割合は産業セクターにより異なる。4 月及び 5 月分は一律 75%。）が政府から使用者に助成される。
- ・ 3 月 12 日以降に労働者の給与に影響を及ぼすコスト削減策を講じた一定の使用者は、MOM にその旨を通知する必要がある。

## インドネシア（福井信雄弁護士：nobuo\_fukui@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：616 人、感染者数（累計）：7,135 人（4 月 21 日現在）

3 月以降感染者が急増し始めたインドネシアでは、4 月 2 日以降、滞在許可証を保有しない外国人の入国を一律に禁止する措置がとられている。首都ジャカルタでは、4 月 10 日より「大規模社会制限」が発動され、生活に必須なサービスを除き、全ての職場が閉鎖され、以降複数の地域で同様の大規模社会制限の実施が始まっている。4 月 13 日には、大統領通達によって新型コロナウイルスの感染拡大が国家災害に指定されている。

### 主な政府発表

- ・ 法務人権大臣令 2020 年第 3 号（2020 年 2 月 5 日制定）に基づく中国人及び中国への渡航歴のある外国人へのビザ発給の一時停止
- ・ ジョコ・ウィドド大統領による、インドネシア初の国内感染事例に関する声明（3 月 2 日）
- ・ ジョコ・ウィドド大統領による、新型コロナウイルス拡大防止に向けての声明（3 月 15 日）
- ・ ジャカルタ特別州知事による非常事態宣言（3 月 20 日）
- ・ 調整大臣が地域隔離に関する政令の公布を発表（3 月 27 日）
- ・ ジャカルタ特別州知事が中央政府に対してジャカルタ特別州の都市封鎖の実施に関する要請書を提出（3 月 30 日）
- ・ 外務大臣による外国人の入国全面禁止の発表（3 月 31 日）
- ・ COVID-19 に関連する大規模社会制限に関する大統領令（3 月 31 日）
- ・ COVID-19 に関連する大規模社会制限に関する保健大臣令（4 月 3 日）
- ・ ジャカルタ特別州知事宛の大規模社会制限の発動を承認する保健大臣通達（4 月 7 日）
- ・ COVID-19 に関連する大規模社会制限の実施に関するジャカルタ州知事令（4 月 9 日）
- ・ 新型コロナウイルス感染を国家災害に指定することを定めた大統領通達（4 月 13 日）

### 渡航情報

- ・ 4 月 2 日以降、一時滞在許可証（KITAS）や長期滞在許可証（KITAP）を保有しない外国人に関しては、インドネシアへの入国とトランジットが禁止されている。
- ・ 滞在許可証を保有する外国人は引き続き入国は可能であるが、入国前 14 日間、感染が深刻化している国に滞在していないことと（現状日本は深刻化していない国として扱われている。）健康証明書の提出が求められる。当該健康証明書はインドネシアに到着する 7 日以内に取得されたもので、呼吸器感染症の症状がないことが記載されている必要がある。

### その他

- ・ インドネシア金融庁は、3 月 9 日付けで「自社株買いが許容される市況への重大な変動を与えるその他の事由」に関する回状（Circular Letter）を発行し、今回の新型コロナウイルスの拡散が市況への重大な変動を与える事由に該当するとの解釈を明らかにした。インドネシアの上場会社に関しては、一定の市況への重大な変動を与える事由が生じた場合に、本来必要な株主総会の決議無しに一定限度の自社株買いを許容する金融庁規則が 2013 年に施行されているところ、今回の回状により、現在の状況下で同規則の適用を受けられることが明確化され、より機動的な自社株買いが可能であることが確認された。市場での株価の下落が著しい現状において、上場会社の資本政策

の選択肢が広がる措置と評価できる。

- ・インドネシア金融庁は、3月18日付けで新たな回状を発行し、上場会社による年次株主総会の開催期限を2か月延長して8月31日までに変更し、また計算書類等の提出期限も2か月延長した。
- ・感染拡大防止の目的で、インドネシアへの投資を主管する投資調整庁の窓口が3月17日より3月末までサービスを一時停止することを発表した。この措置は4月以降も継続している。オンラインでの手続は引き続き可能である。
- ・インドネシア事業競争監視委員会 (KPPU) は、企業結合届出の受付を含む業務を4月6日まで中断していたが、4月6日付けで電子的な案件管理に関するKPPU規則(2020年1号)が制定され、企業結合届出の受付を含む業務を電子メールやビデオ会議システムを利用して行うことができるようになった。
- ・インドネシア金融庁は、3月16日付けで新型コロナウイルス発生の影響に対する景気対策としての国家経済刺激策に関する規則を制定し、銀行に対して特に中小零細企業の債務者に向けた救済措置を実施することを促している。
- ・現在インドネシアの複数の地方政府から大規模に社会活動を制限することについての申請が中央政府に上げられているようで、このうち4月7日に発行された保健大臣通達に基づき、ジャカルタ特別州に対して大規模社会制限を発動することが承認された。これに基づき、ジャカルタ特別州は4月10日より、一部の必須のサービス(電気、ガス、水道、銀行、薬局、スーパーマーケット、物流、メディア、病院等)を除き、全ての職場及び学校を以降、閉鎖することを決定した。同時にスポーツ、娯楽及び宗教関連の行事も全て禁止される。
- ・ジャカルタ特別州に続いて、西ジャワ州のボゴール、ブカシ、デポック及びバンテン州のタンゲラン及び南タンゲランでも大規模社会制限の実施が承認され、西ジャワ州の該当地域では4月15日以降、バンテン州の該当地域では4月18日以降実施される。また、4月21日付けで東ジャワ州のスラバヤ地域での大規模社会制限の実施が承認された。
- ・イスラム教のラマダン月(断食月)が今年は4月23日から始まり、例年それに続くレバラン(断食明けの大祭)期間中(5月24日以降)は一斉に故郷に帰省するのがインドネシアの慣例であるところ、4月21日付けでジョコ・ウィドド大統領は、今年は故郷への帰省を禁止する方針で違反者には罰則を科す意向であることを表明した。

## ベトナム (澤山啓伍弁護士 : keigo\_sawayama@noandt.com)

**全体概況** 死亡者：0人、感染者数(累計)：268人(4月22日現在)

ベトナム国内での感染者数は抑えられており、16日以降1日4,000件以上の検査をしているが22日までの間に新規感染者は出ておらず、死亡者は0人、感染者の8割以上は既に治癒している。ベトナム政府は4月1日から全土での「社会隔離」の実施を指示し、全ての国民に自宅待機を求めていたが、16日から感染リスクの低い地域での適用を解除した。さらに、23日以降、ハノイ市の一部地域等14日以内に感染者が発生した地域以外について「社会隔離」措置が段階的に緩和されることになった。今後各地域で経済活動が再開に向かうことが期待される。

### 主な政府発表

- ・4月1日から15日間、全土での「社会隔離」の実施を指示する首相指令第16/CT-TTg号を公布。全ての国民は自宅で待機し、(a)食料、食品、薬品の調達や健康診断、自然災害、火災、救急等緊急の場合、(b)国家機関、外交機関、必需品、必需サービスを生産・提供する企業・工場等で働く等、本当に必要な場合に限り外出するよう求めるとともに、他人と接触する際には2メートル以上の間隔を保ち、会社・学校・病院の外部や公共の場所において3人以上で集まらないことを求めている。この措置は、高リスク地域又は中リスク地域とされたハノイ市及びホーチミン市を含む28省・中央直轄市については、22日又は30日まで継続することになっていた。
- ・報道によれば、22日の首相による決定で、高リスク地域はハノイ市のMe Linh県、Thuong Tin県、北部ハザン省の一部地域等14日以内に感染者が発生した地域のみとされ、ハノイ市及びハザン省のその他の地域、北部バクニン省並びにホーチミン市は中リスク地域、その他地域は低リスク地域とされた。中リスク地域及び低リスク地域では、各人民委員会の決定に従い、首相指令第16/CT-TTg号の社会隔離措置を段階的に緩和することが認めら

れた。これを受け、ハノイ市人民委員会は、レストラン、タクシー・バス等の公共交通機関を含む一部の事業について条件付きで再開を認めるとしたが、依然として露天営業飲食店等の営業は認めず、外出時のマスク着用義務等は継続するとしている。ホーチミン市人民委員会は、営業停止とされていた店舗等のサービスの再開を許可することとしたが、依然としてイベントの開催、20人以上での集会、学校・職場・病院等以外の場所における10人以上の集合を禁止し、公共の場所では2m以上の距離を開けることを要請している。

- ・首相指令第16/CT-TTg号には、一部例外を除く公共交通手段による旅客運搬の停止も含まれている。これに基づき、各地で路線バス、タクシー、配車サービス等の運行停止、国内航空便、南北鉄道的大幅減便が行われている。
- ・COVID-19の流行により影響を受けた企業に対して、労働組合費や社会保険料の支払期限を延期する公文書が発行されている<sup>18</sup>。また、同様に税金や土地賃借料の支払期限の延期を定める政令第41/2020/ND-CP号も公布された。

### 渡航情報

- ・2020年3月22日以降の全ての外国人の入国の原則停止措置（政府官房通知第118/TB-VPCP号）は継続中である。但し、例外的に入国が許可される例もあり、実際、サムソンの韓国人エンジニア308人が入国したとの報道もある。
- ・4月1日から実施されている、ベトナム着の国際旅客便の原則運行停止は継続中。国内線もハノイ、ホーチミン、ダナンの三都市を発着する数便（16日以降一部増便）に限って運行されていたが、これらの都市間でのさらなる増便及び他の地方都市への運行の再開も検討されている。
- ・ベトナム航空は日本路線の全区間を5月末まで運休。日系航空会社も日越間の航空便を運休又は減便し、4月30日までの期間はベトナムから日本への復路便のみ運行している。

## インド（山本匡弁護士：tadashi\_yamamoto@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：652人、感染者数（累計）：20,471人（4月22日現在）

インドでは連日多数の感染者の増加が確認されている。人口が多く、人口密集地も多いため、大規模な感染が懸念されており、3月25日から開始した21日間のインド全土でのロックダウンが、5月3日まで延長されるなど厳格な措置がとられている。中央政府は州政府に対し、迅速かつ強力な措置をとることを連日要請している。都市部への出稼ぎ労働者が帰省し始めており、都市部以外での感染拡大も懸念されている。

### 主な政府発表

- ・保険・家族・福祉省（Ministry of Health & Family Welfare）がDo's and Don'tsを公表<sup>19</sup>
- ・インド災害管理法（Disaster Management Act, 2005）及びインド感染病法（Epidemic Disease Act, 1897）が発動
- ・出稼ぎ労働者に対し帰省しないよう求め、帰省中の者については待機施設で14日間待機すること等を求める。既に帰省した者についても14日間の自宅待機等を求める。
- ・3月25日に開始した21日間のインド全土でのロックダウンを5月3日まで延長する。

### 渡航情報

- ・3月22日から3月29日までの間、国際民間旅客航空便のインドへの着陸が停止された。乗客は国籍を問わず「on Indian soil」に降り立つことが禁止される。なお、3月25日以降、国内民間旅客航空便も運行が停止される。
- ・全てのビザが2020年4月15日まで効力を停止した。やむを得ない理由によりインドに入国する必要がある場合は、インド大使館又は領事館にコンタクトしなければならない。

<sup>18</sup> 労働組合費につき、ベトナム労働総同盟によるオフィシャルレター第245/TLD号、社会保険料につき、ベトナム社会保険庁によるオフィシャルレター第860/BHXH-BT号

<sup>19</sup> [https://www.mohfw.gov.in/Poster\\_Corona\\_ad\\_Eng.pdf](https://www.mohfw.gov.in/Poster_Corona_ad_Eng.pdf)、<https://www.youtube.com/watch?v=IN4Wr1s48cM>

- ・日本人への On-arrival Visa の発給は停止されている。
- ・中国、韓国、イタリア、イラン、フランス、スペイン、ドイツ、UAE、カタール、オマーン、クウェートに渡航歴のある者は、インドへの到着後、最低 14 日間隔離される。
- ・EU、ヨーロッパ自由貿易連合、トルコ、英国、アフガニスタン、フィリピン、マレーシアからのインドへの渡航（乗継ぎを含む。）が禁止された。
- ・中国、韓国、イラン、イタリア、フランス、スペイン及びドイツへの渡航中止の強い勧告、並びに新型コロナウイルスの感染があった国への不急の渡航中止の勧告がなされている。
- ・韓国及びイタリアからインドに渡航しようとする者は、医療機関が発行する新型コロナウイルスに感染していないことを証する証明書を有していることを要する。その他の国からの渡航者も、自己申告書を提出する必要がある。

## その他

- ・インド災害管理法に基づき、インド全土での 3 月 25 日午前 0 時から 21 日間の完全なロックダウン命令が出されており、違反した場合、罰則が適用され得る。現地報道によれば、理由なく外出した者に実際に罰金支払命令が出されているとのことである。このロックダウンは、5 月 3 日まで延長された。
- ・雇用主は、一般的に職場における従業員の安全・健康を確保すべき義務を負っており、新型コロナウイルスに関しても、従業員への情報提供、職場における衛生環境の確保、感染者・感染の可能性のある者の出勤停止（病気休暇等）、在宅勤務等の措置を検討すべきであるが、現在、インド全土で完全なロックダウン命令が出されており、一定の生活に不可欠なサービスや生活必需品の生産を除き在宅勤務となる。
- ・州によっては、州政府が、新型コロナウイルス拡大を理由とする解雇（契約社員の雇用止めを含む。）や給料減額を雇用主が行わないよう通達を出している。
- ・インド伝染病法の発動により、各州政府に、規則の制定を含め、新型コロナウイルス対策に関する広汎な権限が付与された。州により、当該州の感染症 COVID-19 規則（Epidemic Diseases, COVID-19 Regulations, 2020）を制定しており、新型コロナウイルスが確認された国等への渡航歴がある者の病院への報告義務、地方当局への感染地域の封鎖等を含む広汎な権限付与等が行われている。州によっては当局による立入検査も可能である。規則に違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・インド災害管理法が発動され、マスク等の価格統制が行われている。違反した場合、罰則が適用され得る。
- ・財務大臣兼企業大臣/企業省（Ministry of Corporate Affairs）は、以下を含む各種措置を公表した。
  - (i) インド会社法（Companies Act, 2013）及び関連規則上、財務諸表等を承認する取締役会は、テレビ会議を使用せず物理的に一堂に会して開催する必要があるが、テレビ会議使用禁止規制を 6 月 30 日まで免除する。
  - (ii) インド会社法上、ある取締役会から次の取締役会までの期間は 120 日以内でなければならないが、9 月 30 日まで、この期間を 60 日間延長する。
  - (iii) 2019-20 年度から適用される予定であった監査報告書令（Companies (Auditor's Report) Order, 2020）を、2020-21 年度から適用する。
  - (iv) インド会社法上、独立取締役は、年 1 回以上、非独立取締役及び経営陣が出席しない会議を開催する必要があるが、2019-20 年度については、独立取締役が当該会議を開催できなくても上記要請の違反とはみなされない。
  - (v) インド会社法上、事業年度（基本的に 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）内に 182 日以上インドに滞在していた居住取締役が存在する必要があるが、かかる居住要件を充足できなくても違反とはみなされない。
  - (vi) インド倒産法（Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）に基づく倒産処理手続き開始申立てを行うための要件の 1 つである債務不履行額を、10 万ルピーから 1,000 万ルピーとする。4 月 30 日以降も現在の状況が継続するようであれば、6 か月間、倒産処理手続き開始申立てに関する同法の規定を停止することを検討する。  
同法上、各種手続を行わなければならない期間が規定されているが、ロックダウンの期間は当該期間に算入しない。
  - (vii) インド会社法上、一定の会社は、同法所定の CSR 活動への支出が義務付けられているところ、新型コロナウイルスに関する支出は CSR 活動への支出に含まれる。新型コロナウイルスへの対処等を主目的としてインド首相が設立した Prime Minister's Citizen Assistance and Relief in Emergency Situations Fund (PM

CARES Fund) への寄付も CSR 活動への支出に含まれ、最大限の寄付を要請する (PM CARES Fund への寄付は税務上の控除も認められる。)

- (viii) インド国内の会社等に対し、新型コロナウイルス感染拡大阻止に向けた活動として、Form CAR (Companies Affirmation of Readiness Towards COVID-19) を提出 (オンライン提出) することを要請する。
- (ix) 各種直接税・間接税の税務申告や税金の支払について提出期限・納税時期が延期される。
- (x) インド会社法及びインド有限責任組合法 (Limited Liability Partnership Act, 2008) に基づき、インドの会社及び有限責任組合は、各種届出等を行わなければならないところ、これを懈怠している会社及び有限責任組合が多数存在する。2020年4月1日から9月30日まで、届出遅滞による追加手数料や訴追を免除することにより、これらの会社及び有限責任組合に届出等を促すための、会社新スタート・スキーム (Companies Fresh Start Scheme, 2020) 及び有限責任組合セトルメント・スキーム (LLP Settlement Scheme, 2020) を導入する。
- (xi) インド会社法上、テレビ会議による株主総会の開催は認められていないが、臨時株主総会に限り、一定の要件に従いテレビ会議による開催を認める。
- (xii) インド会社法上、事業年度末から6か月以内に年次株主総会を開催する必要があるが、2019年12月31日に事業年度が終了した会社については、9か月以内 (2020年9月30日まで) に年次株主総会を開催することができる。
- ・インド証券取引委員会 (Securities and Exchange Board of India) は、以下を含む各種措置を公表した。
  - (i) 上場会社の年次財務諸表や四半期財務諸表等の継続開示書類の提出期限を、上場会社・書類の種類等により、約3週間から60日間延期する (例えば、株式上場会社の年次財務諸表の提出期限は1か月延期。)
  - (ii) 上場会社の取締役会及び監査委員会の開催頻度につき、ある会議から次の会議までの開催期間が120日以内でなければならないという上場規則の規制を、2019年12月1日から2020年6月30日までに開催される取締役会及び監査委員会に適用しない。
  - (iii) 時価総額上位100社の上場会社は、事業年度末から5か月以内 (2020年3月31日に終了した事業年度については2020年8月31日まで) に年次株主総会を開催しなければならないところ、開催期限を2020年9月30日に延期する。
  - (iv) 上場会社は、年1回以上、指名・報酬委員会 (nomination and remuneration committee)、利害関係者委員会 (stakeholder relationship committee) 及びリスク・マネジメント委員会 (risk management committee) を開催しなければならないため、2020年3月31日までにこれらを開催しなければならないところ、開催期限を2020年6月30日に延期する。
  - (v) 上場会社は、決算等の一定の情報を一定期間内に新聞で公告しなければならないところ、2020年5月15日まで当該情報の新聞公告を免除する。
  - (vi) 上場会社の一定の25%の株式・議決権を保有する者やプロモーター等は、3月31日現在の株式・議決権保有割合等を事業年度末から7営業日以内 (2020年4月15日) までに開示する必要があるが、開示期限を2020年6月1日に延期する。
  - (vii) 上場会社は、財務諸表を承認する取締役会については開催日の5日前、その他の取締役会については開催日の2営業日前までに証券取引所に通知する必要があるが、2020年7月31日までに開催される取締役会について、これらを2日前に短縮する。
  - (viii) ファースト・トラック株主割当発行の要件緩和等、資本市場からの資金調達を容易にするための各種規制緩和を行う。
- ・インド競争委員会 (Competition Commission of India) に対する企業結合の届出その他の届出等は、電子メールで提出することができる。また、企業結合の事前相談は、テレビ会議で行うことができる。
- ・インド最高裁判所の命令により、3月15日から命令が出されるまで、時効期間が延長される。
- ・商工省 (Ministry of Commerce & Industry) は、以下を含む各種措置を公表した。
  - (i) 実施期間が2015年4月1日から2020年3月31日までの外国貿易政策 (Foreign Trade Policy) を、2021年3月31日まで延長する。輸出促進スキーム (Export Promotion Schemes) に基づく各種インセンティブも12か月間延長する。但し、サービス輸出スキーム (Service Exports from India Scheme) に基づくインセンティブについては別途公表する。



- (ii) オポチュニスティックな投資を制限するため、インドと国境を接する国の企業がインドに外国直接投資(FDI)を行う場合、又はインドに対する投資の実質的所有者がインドと国境を接する国に所在し、もしくはその国民である場合、インド政府の事前承認を要する（したがって、中国からインドへの FDI 又は中国に実質的所有者がいる FDI を行うためにはインド政府の事前承認を要することになる。）。
- ・インド準備銀行（Reserve Bank of India）は、以下を含む各種措置を公表した。
  - (i) 2020年3月1日から5月31日までに支払期日が到来するターム・ローン上の元本及び利息等の支払を、銀行が3か月間猶予することができる。
  - (ii) インドからの商品・ソフトウェアの輸出対価は、輸出日から9か月以内に全額の支払を受ける必要があるが、2020年7月31日までに行われた輸出対価の支払受領については、輸出日から15か月以内へと延長する。
- ・現地報道によると、財務省（Ministry of Finance）が、太陽光発電デベロッパに対し、新型コロナウイルスによるサプライチェーンの混乱により、契約上の期限を遵守できなかったとしても、財務上の制裁を回避するため、不可抗力条項を発動することができることを公表したとのことである。
- ・従業員に感染者が出た場合、当局に報告する以外、第三者に感染者に関する情報を開示することは、インド情報技術法（Information Technology Act, 2000）の個人情報保護に関する規定に違反するので開示してはならない。

## タイ（佐々木将平弁護士：shohei\_sasaki@noandt.com）

**全体概況** 死亡者 48 人、感染者数（累計）：2,811 人（4月21日現在）

3月中旬以降急速に感染が広がったが、直近1週間は1日あたりの新規感染者数が30人以下の日が続いている。3月25日の非常事態宣言の発令後、商業施設（スーパーマーケット及びテイクアウト向けのレストラン営業を除く。）の閉鎖、夜間外出禁止等の措置がとられているが、工場閉鎖や外出禁止等を伴う完全なロックダウンには至っていない。

### 主な政府発表

- ・首相による非常事態宣言の発令（3月25日）：感染の危険のある場所の閉鎖、県境を越えた移動の中止・延期の勧告、買いだめの禁止、集会の禁止、虚偽情報の流布の禁止等が規定されている。当初4月末までの予定であったが、1か月の延長が見込まれている。
- ・夜間外出禁止令（午後10時から午前4時まで）
- ・バンコク及び周辺県の商業施設（スーパーマーケット及びテイクアウト向けのレストラン営業を除く。）における閉鎖命令（3月22日以降閉鎖）及びタイ全土における教育機関の休校（新学期は7月1日開始予定）。
- ・各県における酒類販売の禁止（バンコクの場合、4月10日から4月20日までの期間であったが、4月30日まで延長されている。）
- ・3月26日以降にビザの滞在許可の期限が到来する全ての外国人について、滞在期間が4月30日まで自動的に延長されていたが、さらに7月末までの自動延長が承認された。また、入国管理局への90日毎の居住報告（90日レポート）の免除も7月末まで延長される。

### 渡航情報

- ・非常事態宣言の発令に伴い、3月26日以降、外国人の入国が原則として禁止されている。
- ・例外的に、労働許可証の保有者は健康証明書（Fit-to-Fly、搭乗に適した体調であることの証明書。）の提示により入国が認められる。また、タイ外務省の4月12日付けの通知により、出発国のタイ大使館又はタイ総領事館が発行したタイへの入国許可証も求められることとなった。他方、在タイ日本大使館の情報によれば、就労ビザのみ保有している者（労働許可証の未取得者）や労働許可証保有者の同伴家族の入国は、原則通り認められていないということである。
- ・4月2日付けの当局の対応策に基づき、日本を含むリスク地域からの渡航者で、バンコク及び近隣地域の居住者に対しては、ホテルや軍施設等の指定施設での隔離が義務付けられることとなっている。自宅での隔離を希望する

場合には、陰性証明書の提示が求められる。

- ・タイ国際航空は5月31日まで国内線及び国際線の全便の運休を決定しており、日系航空会社も日タイ間の国際線を減便している。
- ・4月30日まで、国際旅客便のタイへの飛行が一時的に禁止されており、タイ人も含めタイへの渡航は原則不可能な状況となっている。

## その他

・感染拡大に伴い多くの民間企業が定時株主総会の延期を余儀なくされている状況等に鑑み、4月19日付けで、各種会議体の会議について、電話会議又はテレビ会議による開催を容易にするための、「通信を利用した会議に関する勅令」が公布された。同勅令においては直接明示されていないが、株主総会のみならず、取締役会の開催にも適用があると解される。従前の規則（2014年6月27日付け）においては、通信を利用した開催のための要件として、全ての会議の参加者がタイ国内に所在していること及び出席者の3分の1以上が同じ場所にいることが求められており、柔軟性を欠く規制となっていたが、それらの要件は撤廃された。株主総会については委任状を通じた出席が認められているものの、取締役会については委任状による出席や書面決議は認められておらず、電話会議又はテレビ会議での開催要件が厳格であることが実務上の支障となっていたが、日本からの電話会議等による出席が認められるようになったことは歓迎すべき改正と言える。なお、当該勅令においては、通信を利用した会議において充たすべき一定の条件が定められており、原則として出席者の音声又は音声及び映像を記録すること、並びに、出席者全員のログデータを記録することが求められている点には、特に留意が必要と思われる。

## フィリピン（坂下大弁護士：yutaka\_sakashita@noandt.com）

**全体概況** 死亡者：437人、感染者数（累計）：6,599人（4月21日現在）

フィリピンでは、3月17日よりマニラ首都圏を含むルソン全域に「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の措置がとられ、外出禁止やオフィス、商業施設の閉鎖が続いているところ（その他地域でも類似の措置あり。）、現時点では1日あたり100から200人規模での感染拡大が続いている。現在4月30日までとされているルソンにおける上記隔離措置については、4月23日頃に継続又は緩和の是非に関する何らかの政府発表がなされる見込みであると報道されている。

## 主な政府発表

- ・労働雇用省が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた柔軟な働き方に関するガイドラインを発表（3月4日）
- ・国内感染の増加を受けて、COVID-19アラートシステムをCode Red sublevel 1（5段階のうち上から2番目）に引き上げ（3月7日）
- ・大統領による公衆衛生上の非常事態宣言（3月9日発表）
- ・大統領によるウイルス対策の追加措置の発表、COVID-19アラートシステムを最高レベルのCode Red sublevel 2に引き上げ（3月12日）
- ・大統領府、官房長官によるウイルス対策の追加措置に関するメモランダム（3月14日）
- ・ルソン全域（マニラ首都圏含む。）に「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の措置（3月16日）
- ・大統領による国内全土の災害事態宣言（3月16日）
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」に関するガイドライン（3月18日）
- ・COVID-19対策法（Bayanihan to Heal As One Act）に大統領が署名（3月24日）。向こう3か月間にわたり、大統領に一定の措置をとる権限が付与されている。
- ・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」の期間を4月30日まで延長（4月7日）

**渡航情報**

・3月22日より、全ての外国人へのビザ発給及びビザ免除措置が停止され、また既発行のビザも無効とすることが発表されている（フィリピン国民の配偶者及び子等の一定の例外を除く。また、既にフィリピンに滞在している外国人のビザは引き続き有効。）。これから外国人がフィリピンに入国することは原則としてできない状況にある。

・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」における外出制限により、マニラ首都圏を含むルソン地域からのフィリピン国民の出国は原則として不可。外国人は出国可能。ルソン地域以外の一定の地域にも類似の制約がある。

**その他**

・「強化されたコミュニティ隔離（enhanced community quarantine）」により、ルソン全域（マニラ首都圏含む。）において、以下の内容を含む措置がとられている。

- （i）原則として自宅からの外出は禁止
- （ii）生活必需品の調達のための外出は、1家庭につき1人のみ
- （iii）生活に必要な一定の事業に従事する者等は外出可能
- （iv）生活に必要な施設以外は閉鎖。ホテルは追加予約の受付禁止
- （v）タクシー、バス、MRT/LRT等の全ての公共交通機関は営業禁止
- （vi）生活に必要な一定の事業を営む会社を除き、雇用主は、従業員に職場への出勤を要求してはならない

・上記隔離措置により、マニラ首都圏に拠点を有する現地企業は在宅勤務態勢へ移行することとなり、また企業活動関連の行政機能がスローダウンするなど（例えば一部の許認可関連の手続きは事実上機能停止している状況である。）、そのオペレーションに大きな影響が生じている。

・上記隔離措置の期間は、当初は3月17日から4月13日までとされていたが、4月30日までに延長されている。4月30日以降における上記隔離措置の継続又は緩和の是非に関し、4月23日頃に何らかの政府発表がなされる見込み。

・ルソン地域以外の一定の地域（セブ州を含む。）においても類似の隔離措置がとられている。

・3月12日に、証券取引委員会（SEC）より、遠隔的手法（電話、ビデオ会議等）による株主総会開催に関するガイドラインが策定されている。

・2019年の年次報告書、計算書類のSECへの提出期限の延長が認められている（3月12日）。また、一定の条件の下で、これらを電子メールで提出することも認められている（3月26日）。

・COVID-19対策法の施行規則により、金融機関その他ローン取引における貸主は、上記隔離措置期間中に期限を迎えるローンの支払について、遅延損害金等（元本について生じる利息を除く。）のペナルティを課することなく、30日間の猶予を認めるべき（隔離措置期間が延長される場合には猶予期間も延長される。）とされている。

・貿易産業省の回状（memorandum circular）により、住宅や中小企業に対するオフィス、商業施設の貸主は、上記隔離措置期間中に期限を迎える賃料について、利息その他の負担を課することなく、30日間の支払猶予を認め（複数回期限が到来する場合にはその最後のものから起算）、また隔離措置期間終了後6か月にわたり分割して支払うことを認めるべきとされている。

**マレーシア（長谷川良和弁護士：yoshikazu\_hasegawa@noandt.com）**

**全体概況** 死亡者：92人、感染者数（累計）：5,482人（4月21日現在）

マレーシアは、引き続きASEANの中で感染者数が多い国の一つとなっているが、直近一週間ではその前の数週間と比べて新規感染者の数はやや下火となりつつある。マレーシアでは、伝染病予防管理法及び下位規則に基づいて感染地域での活動制限期間が4月28日まで延期されており、現在の活動制限はフェーズ3と呼ばれている。

フェーズ3では、例外的な事業継続の許可対象業種の範囲が従前のフェーズ1及びフェーズ2の期間中に比べて拡大されている。具体的には、フェーズ1及びフェーズ2では、①食品、家庭用品、医薬品、医療機器等の必需品、及び②石化成品、化学品や電子・電気製品等の必需品のサプライチェーンの一部を構成する製品に係る事業が許可対象業種とされ、国際貿易産業省（MITI）の許可を得て、一定の条件付きで生産や製造等の継続が可能とされ

ていたが、フェーズ3では、それに加えて自動車産業の一部事業、機械産業及び建設産業等も許可対象業種に追加されている。

活動制限の長期化による状況を踏まえ、解雇や給与減額等の労務関係、倒産や債権保全関係、売買や賃貸借といった各種契約における不可抗力条項や後発的履行不能原理 (Doctrine of Frustration) に関する検討、また契約解釈を踏まえた契約相手方との契約交渉等の対応を行う企業も見られる。

### 主な政府発表

- ・人的資源省が新型コロナウイルスを含む感染症予防対策に係るガイドラインを公表 (2月6日)
- ・首相が3月18日から3月31日までの14日間にわたるマレーシア全土での移動制限令 (フェーズ1) を発表 (3月16日)
- ・国家安全保障委員会が、活動制限命令下で例外的に許可を得て製造又は生産継続可能品目を発表 (3月18日)
- ・首相が活動制限令の対象期間を4月14日まで延長すること (フェーズ2) を発表 (3月25日)
- ・首相が活動制限令の対象期間を4月28日まで延長すること (フェーズ3) を発表 (4月10日)

### 渡航情報

- ・活動制限令の期間中、マレーシア国民による海外渡航の禁止及び外国人によるマレーシアへの入国禁止。

### その他

- ・活動制限令の期間中は学校も休校となる。

## ミャンマー (長谷川良和弁護士: yoshikazu\_hasegawa@noandt.com)

**全体概況** 死亡者: 5人、感染者数 (累計): 121人 (4月21日現在)

ミャンマーでは、政府はこれまでも COVID-19 を法定感染症に指定し、感染者が多い地域を順次、入国禁止の対象地域に追加すること等によって水際対策の強化を図ってきた。直近の他国での感染拡大や国内の感染者確認といった状況を踏まえ、3月25日からはミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後14日間の指定施設での隔離措置をとる旨を発表し、また3月29日から4月30日まで外国人について、航空機乗務員等を除き、全ての種類の入国ビザの発給を停止して、感染予防策を強化している。

### 主な政府発表

- ・COVID-19 を法定感染症に指定 (2月28日通達)
- ・ミャンマーへの渡航者の入国制限措置 (3月15日政府発表)
- ・3月25日からミャンマーへ入国する原則全ての外国人に COVID-19 陰性証明書の提示義務と入国後14日間の指定施設での隔離措置 (3月24日政府発表)
- ・3月25日からミャンマーへ入国する全てのミャンマー人に入国後14日間の指定施設での隔離措置 (3月24日政府発表)
- ・外国人について、航空機乗務員等を除き、4月30日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止 (3月29日政府発表)

### 渡航情報

- ・外国人について、航空機乗務員等を除き、4月30日まで全ての種類の入国ビザの発給を停止。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

## [執筆者]

**大久保 涼** (弁護士・パートナー)

ryo\_okubo@noandt.com

ニューヨーク・オフィス共同代表。2006年にThe University of Chicago Law SchoolにてLL.M.取得。2007年ニューヨーク州弁護士登録。2006年～2008年にRopes & Gray LLP (ボストンオフィス及びニューヨークオフィス)に勤務。2018以降ニューヨーク・オフィス共同代表を務める。主に日米クロスボーダーのプライベート・エクイティ、M&A、買収ファイナンス、証券法、宇宙ビジネスを中心にアドバイスを行っている。

**塩崎 彰久** (弁護士・パートナー)

akihisa\_shiozaki@noandt.com

危機管理・不祥事対応チーム。国際的リコール案件、大型会計粉飾事件、増資インサイダー事件、大相撲八百長調査、円LIBOR金利不正操作事件、食品偽装事件、大型製薬調査案件等々国内外の数多くの企業不祥事の解決に携わる。2006年から2007年まで首相官邸勤務。第一東京弁護士会・民暴委員会副委員長。

**福井 信雄** (弁護士・パートナー)

nobuo\_fukui@noandt.com

シンガポール・オフィス代表。2010年から3年間インドネシアの現地法律事務所にて執務後、2013年から現在に至るまでシンガポールを拠点に日本企業の東南アジア進出に伴う法務面の支援を行っている。特にインドネシア法務には直近10年間従事し続けており、日本企業と現地企業とのM&A取引や不動産開発プロジェクト等の大型進出案件や、現地子会社の不祥事調査、贈収賄関連のコンプライアンス問題、労務、競争法等の企業法務の分野に関して豊富な経験を有する。

**山本 匡** (弁護士・パートナー)

tadashi\_yamamoto@noandt.com

2009年から14年にかけてインドにて勤務(マルチスズキ社・現地法律事務所・日系証券会社)。2014年から17年、長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務を経て東京オフィスにて勤務。インドを中心とする新興国案件を中心にアドバイスを行っている。

**川合 正倫** (弁護士・パートナー)

masanori\_kawai@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所上海オフィス一般代表。2011年中国上海に赴任し、2012年から2014年9月まで中倫律師事務所上海オフィスに勤務。上海赴任前は、主にM&A、株主総会等のコーポレート業務に従事。上海においては、分野を問わず日系企業に関連する法律業務を広く取り扱っている。

**澤山 啓伍** (弁護士・パートナー)

keigo\_sawayama@noandt.com

ハノイ・オフィス代表。2011年以来ベトナム・ハノイを拠点として執務しており、ベトナム及び周辺国への日系企業の事業進出や現地企業の買収、インフラ投資案件、既進出企業の現地でのオペレーションに伴う法務(事業拡大のための法令調査、紛争、労務、取引契約レビュー等)を中心にアドバイスを行っている。

**佐々木 将平** (弁護士・パートナー)

shohei\_sasaki@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー／バンコクオフィス代表。2005年東京大学法学部卒業。2011年 University of Southern California Gould School of Law 卒業 (LL.M.)。日本企業の東南アジアへの進出、現地企業の買収案件及び在タイ日系企業の企業法務全般にわたる支援を行っている。

**長谷川 良和** (弁護士・パートナー)

yoshikazu\_hasegawa@noandt.com

商社勤務を経て弁護士登録。Allen & Gledhill LLP (シンガポール) 出向を経て、2013年1月からシンガポール・オフィス勤務。シンガポール、マレーシア、ミャンマーをはじめ東南アジアその他アジア地域への進出、M&A、ジョイント・ベンチャー、エネルギー・インフラ案件、危機対応等、企業法務全般にわたり日系企業の支援を行っている。

**坂下 大** (弁護士・パートナー)

yutaka\_sakashita@noandt.com

2007年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、クロスボーダー案件を含む多業種にわたるM&A、事業再生案件等に従事。2015年よりシンガポールを拠点とし、アジア各国におけるM&Aその他種々の企業法務に関するアドバイスをを行っている。

**アクセル・クールマン Axel Kuhlmann** (外国法事務弁護士・外国法パートナー(\*))

axel\_kuhlmann@noandt.com

ドイツの弁護士資格を有し、コーポレート分野及びM&A分野を中心に取扱う。ドイツ及び欧州市場を中心に、国内企業による海外での企業活動に関する各種アウトバウンド案件、海外企業による国内での企業活動に関する各種インバンド案件のいずれについても、国内及び海外の依頼者に対する豊富な助言実績を有する。また、コーポレート分野及びM&A分野を含む企業法務全般において、ドイツ法に関する幅広い実務経験に基づき実践的なアドバイスを行う。(\*) 外国法共同事業を営むものではありません。

**大沼 真** (弁護士)

makoto\_ohnuma@noandt.com

2010年長島・大野・常松法律事務所入所。M&A・企業組織再編・ジョイント・ベンチャーを中心として、企業法務全般を取り扱う。2016年から2019年にかけてドイツ、オランダ、ロシアの法律事務所にて執務し、欧州地域におけるM&A取引等に関して幅広い経験を有している。ニューヨーク州弁護士・英国ソリシター資格を有する。

**ジョン・レイン John Lane** (外国法事務弁護士)

john\_lane@noandt.com

複雑なクロスボーダー訴訟 (complex cross-border litigation) や、複数の法域にまたがるグローバルな調査と危機管理について豊富な経験を有している。これまで、クライアントの最も重要なガバナンスの問題に関連する依頼を何度も受けており、イギリスの議会委員会 (UK parliamentary committees) への出席のために多数の助言を行ってきた。また、金融サービス、医療、運輸セクターを中心に、様々な業界のクライアントにも助言しており、これまで、複数のアメリカ及びヨーロッパの金融機関に出向している。イングランド銀行においては、総裁 (Governor) に助言する最高顧問 (Chief Legal Adviser) と共に、社内外の様々な法的問題に取り組んだ経験を有している。

**丸田 颯人** (弁護士)

hayato\_maruta@noandt.com

2019 年長島・大野・常松法律事務所入所。主に、危機管理・企業不祥事対応、コンプライアンス等を取り扱っている。

## 長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 500 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガル・サービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Client Alert の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[client-alert@noandt.com](mailto:client-alert@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませ。